談、苦情等に応じ、説明等を行う」に改め、同二中5を6とし、3及び4を削り、同二の2の⑴のイ及びロ中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同2の⑵中ニをチとし、ハをトとし、同⑵のロ中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同⑵中ロをホとし、同⑵のホの次に次のように加える。

ヘ　受入れ機関は、インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

第四の二の2の⑵のイ中「、又は」を「又は」に改め、同⑵中イをハとし、同⑵のハの次に次のように加える。

ニ　受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

第四の二の2の⑵のハの前に次のように加える。

イ　受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ　受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

第四の二の2の⑷中「報告」の下に「その他整理した情報」を加え、同二中2を4とし、同二の4の次に次のように加える。

5　受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてインドネシア人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるインドネシア人看護師等の雇用管理の状況又はインドネシア人看護師候補者若しくはインドネシア人介護福祉士候補者の研修の実施状況等を把握する。

第四の二の1の次に次のように加える。

2　インドネシア人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、インドネシアにおいて実施されるインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3　日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

第四の二の7の次に次のように加える。

8　受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9　関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

第五の一中「第四の二の2」を「第四の二の4」に改め、同二の1中「若しくは雇用契約」を「又は労働契約」に、「又は第四の二の2に規定する報告をしない」及び「又は報告をしない」を「を設立する」に改める。

○厚生労働省告示第五百二号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一の四の8中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第二の一の1の⑴のイ中「2に規定する六月間の研修」を「2の規定による六月間の日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）」に改め、同⑴のロ中「イの」を「六月間の」に改め、同1の⑶中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同2の⑴の本文中「語学研修及び」を「語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書八第一部第六節1に規定する日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、」に改め、「同じ。）」の下に「及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）」を加え、同2の⑶中「看護導入研修」の下に「及び就労ガイダンス」を加え、同一の3中「⑺まで」を「⑼まで」に改め、同3の⑺中「平成二十四年厚生労働省告示第百九十号」の下に「。以下「特例フィリピン人看護師候補者指針」という。」を、「平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号」の下に「。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。」を加え、「受入れ機関が設立している」を「機関により設立されたものである」に改め、同3の⑺の次に次のように加える。

⑻　過去三年間に、第四の二の4若しくはインドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の2若しくは特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2の規定による報告（以下「受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

⑼　過去三年間に、第四の二の5若しくはインドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5又は特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の3若しくは特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第二の一の5（標題を含む。）中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同二の1の⑴のイ中「2に規定する六月間の研修」を「2の規定による六月間の日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）」に改め、同1の⑶中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同二の2の標題中「及び介護導入研修」を「、介護導入研修及び就労ガイダンス」に改め、同2の⑴の本文中「語学研修及び」を「語学研修、」に改め、「同じ。）」の下に「及び就労ガイダンス」を加え、同2の⑶中「介護導入研修」の下に「及び就労ガイダンス」を加え、同二の3中「⑷まで」を「⑹まで」に改め、同3の⑵中「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」を「特例インドネシア人看護師候補者等指針」に改め、同3の⑷中「受入れ機関が設立している」を「機関により設立されたものである」に改め、同3の⑷の次に次のように加える。

⑸　過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

⑹　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。